２．令和６年度企業主導型保育事業について
（１）補助事業の実施結果について　①審査状況

資料Ⅰ －①

① 完了報告審査及び事業計画審査

- 令和5年度完了報告審査においては、事業者の審査の進行状況によって個別に対応方法を検討すること等で、運営費4,460件の審査が令和６年12月末までに全て完了した。
- 計画的な施設運営を促すために令和4年度分から設けた事業計画申請について、令和7年度分は年度内に審査を完了した。
- 事業計画申請審査をスムーズに実施するために、11月下旬～12月下旬に図面の変更を伴う事業内容の変更を検討している事業者を対象に事前相談を行い、必要に応じて助言を行った。
  なお、通知発出時に配布した建築関連資料集を、理解向上を目的にブラッシュアップしたことにより、事業者からの質問内容も、前年と比べてより的確なものとなった。

② 月次報告審査

- 月次報告審査においては、毎月約4,400件の審査を実施した。
- 審査にあたっては「令和6年度運営費等の諸手続き」を発出し運営費申請について事業者に対し周知を図った。
- 新システムに移行して以降、月次報告審査とマスタ審査を別で行うようになり、それに合わせて業務改善を試行している。その成果もあって月次報告審査の作業効率が向上し、業務の進捗が以前よりも早くなっている。

２．令和６年度企業主導型保育事業について
（１）補助事業の実施結果について　①審査状況

③ 事業譲渡審査委員会

■　定例

◆　11月：申請受付件数・・・28事業者32保育施設 、審査会承認件数・・・16事業者18保育施設

◆　3月：申請受付件数・・・13事業者20保育施設 、審査会承認件数・・・ ４事業者 9保育施設

■　個別（緊急を要する案件についての持ち回りの審査）

◆　5月：審査会審議件数・・・3事業者7保育施設、審査会承認件数・・・3事業者7保育施設

◆　9月：審査会審議件数・・・4事業者6保育施設、審査会承認件数・・・4事業者6保育施設

◆　1月：審査会審議件数・・・1事業者1保育施設、審査会承認件数・・・1事業者1保育施設

２．令和６年度企業主導型保育事業について
（１）補助事業の実施結果について　②システム

① 公金管理システム（PMMS）の各機能の稼働状況

- 令和6年1月　施設基本情報管理機能及び事業計画申請機能
- 令和6年4月　概算交付申請機能
- 令和6年5月　月次報告機能
- 令和6年7月　令和5年度 年度報告・完了報告機能
- 令和6年8月～９月　令和4年度 消費税仕入控除税額報告及び年度報告・完了報告（再確定）機能
- 令和6年12月　令和7年度 事業計画申請対応
- 令和7年2月　令和6年度 能登半島減免臨時給付費対応（制度変更対応）
- 令和7年3月　令和7年度 ３・４歳児配置改善加算 要件定義・基本設計（制度変更対応）

② 導入効果

- システム導入により、事業者にとっては毎月入力していた児童、職員の情報を随時登録することが可能となり、また、児童別の登降園時刻を入力することで「出席日数」「開所日」「延長保育の利用時間」などが自動計算されるなど業務負担が軽減される。
  また、各企業等で開発している保育支援システムとの連携に関して、保育支援システム運営法人26社１団体と連携協定を締結し、保育施設の約６割をカバーしており（令和７年３月末時点）、施設側の業務負担の軽減に寄与している。
  協会においては、審査業務の負担が軽減されるとともに、より正確に審査業務を行うことができることとなった。

２．令和６年度企業主導型保育事業について
（１）補助事業の実施結果について　③助成決定

資料Ⅰ － ③

令和６年度助成決定　**４,３６１**施設　**１０３,７６３**人（定員）

上記数値は令和７年３月３１日時点。これまでの継続分含む。
【参考】令和５年度助成決定　4,423施設　104,888人(定員)

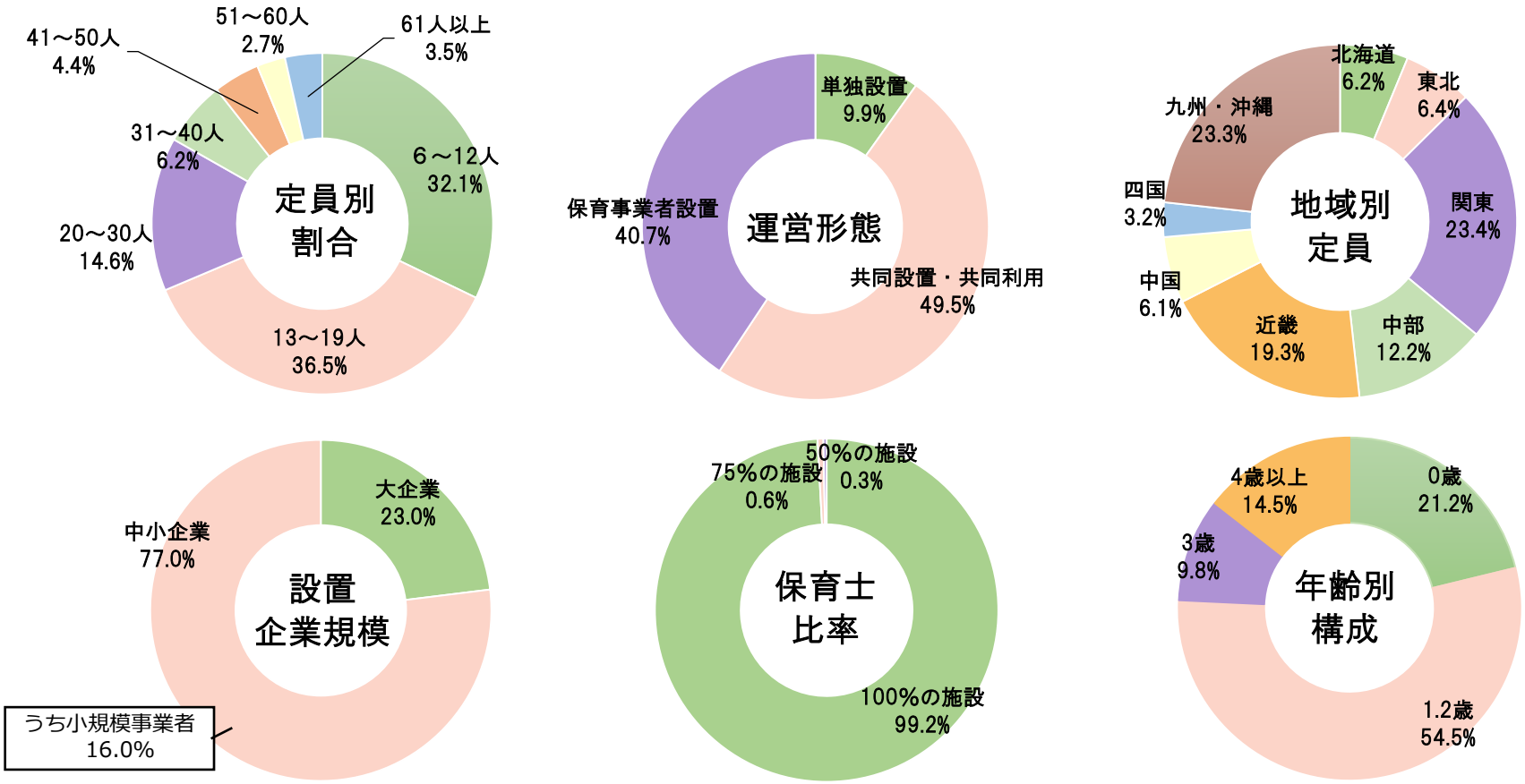

２．令和６年度企業主導型保育事業について
（１）補助事業の実施結果について　④助成決定の取消し・取りやめ・休止

① 助成決定の取消し

助成決定事業者が助成申込等において不正の事実が判明した場合又は実施要綱及び助成要領等の定めに違反し、指導・勧告を受けても改善が見られない場合等により助成決定の取消しを行った施設

年度	施設数	主な取消し事由（複数理由の施設あり）	助成金返還施設数
令和5年度※	1施設	• 助成要領等の定めに違反し、破産手続開始の申立てを行い、かつ破産手続開始決定を受けたため（1施設）	助成決定の取消しを行った施設のうち、返還が必要な施設１施設
令和6年度※	2施設	• 助成要領等の定めに違反し、破産手続開始の申立てを行い、かつ破産手続開始決定を受けたため（1施設） • 自治体より施設閉鎖命令を受けたため（1施設）	助成決定の取消しを行った施設のうち、返還が必要な施設２施設

② 取りやめ

助成決定後、事業者が申請を取り下げ、事業を取りやめた施設

年度	施設数	主な取りやめ事由	助成金返還施設数
令和5年度※	38施設	• 今後の利用が見込めず閉園するため（16施設） • 本業の不振により運営困難となったため（9施設） • 職員確保が困難のため（4施設） • 保育施設以外の用途に転用のため（1施設） • 認可施設に移行のため（2施設）等	助成決定後、事業を取りやめた施設のうち • 助成金の返還が必要な施設 24施設（うち、返還済23施設）
令和6年度※	48施設	• 今後の利用が見込めず閉園するため（28施設） • 本業の不振により運営困難となったため（3施設） • 職員確保が困難のため（1施設） • 保育施設以外の用途に転用のため（4施設） • 認可施設に移行のため（2施設） • 認可以外の保育施設に転用のため（7施設）等	助成決定後、事業を取りやめた施設のうち • 助成金の返還が必要な施設 39施設（うち、返還済32施設）

※令和５年度の数値は令和６年３月末時点　令和６年度の数値は令和７年３月末現在

２．令和６年度企業主導型保育事業について
（１）補助事業の実施結果について　④助成決定の取消し・取りやめ・休止

③ 休止施設

１か月以上休止した施設

年度	休止施設数	主な休止事由	再開状況 ※令和５年度＝令和６年３月末時点 ※令和６年度＝令和７年３月末時点
令和 5年度 ※	33施設	• 利用を希望する児童がいないため (20施設) • 保育士を確保できなくなったため (8施設) • 建物改修工事のため (2施設) 等	休止した施設のうち、 • 既に再開している施設 15施設 • 再開が予定されている施設 8施設 • 再開時期が未定の施設 7施設 • 閉園 3施設
令和 6年度 ※	40施設	• 利用を希望する児童がいないため (23施設) • 保育士を確保できなくなったため (8施設) • 本業の不振により運営困難となったため (3施設) • 区画整備による立ち退きで運営が困難になったため (2施設) • 委託業者が撤退したため (1施設) 等	休止した施設のうち、 • 既に再開している施設 6施設 • 再開が予定されている施設 21施設 • 再開時期が未定の施設 11施設 • 閉園 2施設

※令和５年度の数値は令和６年３月末時点　令和６年度の数値は令和７年３月末現在

２．令和６年度企業主導型保育事業について
（１）補助事業の実施結果について　④助成決定の取消し・取りやめ・休止

① 財産処分等の手続きについて

企業主導型保育事業（整備費・運営費）の助成金を受けて整備した施設等の財産処分は、あらかじめ公益財団法人児童育成協会及びこども家庭庁の承認を受ける必要がある。
このうち譲渡については、協会において譲渡先の保育の質や事業の継続性等を確保する観点から、各年度新規申請施設に対する審査に準じて審査を行っている。

② 財産処分等の承認状況

■　令和7年3月末時点　**184施設**

(令和5年度からの累計)

財産処分の種類		承認施設数（１８４施設）	令和６年度（１２４施設）	令和５年度（６０施設）
転用	補助対象財産の所有者の変更を伴わない目的外使用	23施設	15施設	８施設
譲渡	補助対象財産の所有者の変更	77施設	53施設	24施設
交換	補助対象財産と他人の所有する他の財産との交換	0施設	0施設	0施設
貸付	補助対象財産の所有者の変更を伴わない使用者の変更	0施設	0施設	0施設
取壊し	補助対象財産（施設）の使用を止め、取り壊すこと	1施設	1施設	0施設
廃棄	補助対象財産（施設）の使用を止め、廃棄処分をすること	49施設	29施設	20施設
担保に供する処分	補助対象財産に抵当権を設定すること	９施設	6施設	３施設
整備費の助成を伴わない施設に係る設置者の変更	整備費の助成を受けずに運営している施設について設置者を変更すること	25施設	20施設	5施設

（譲渡の内訳）

譲渡の内容	施設数	施設数	施設数
運営委託事業者への譲渡	5施設	5施設	0施設
組織形態の変更に伴う譲渡	24施設	15施設	9施設
他の事業者への譲渡	48施設	33施設	15施設

２．令和６年度企業主導型保育事業について
（１）補助事業の実施結果について　⑤定員充足状況

① 令和7年4月初日時点

定員充足状況

現員数	開所定員数	定員充足率	対象施設数
69,464人	100,070人	69.4%	4,204施設

※　定員充足率　＝　現員数　／　開所定員数
※　協会が定めた期限までに報告のあった施設の結果であり、全ての施設を網羅したものではない
※　施設ごとの定員充足状況については、企業主導型保育事業ポータルサイト上で公表
（URL:https://www.kigyounaihoiku.jp/）

２．令和６年度企業主導型保育事業について
（１）補助事業の実施結果について　⑤定員充足状況

② 令和5年～7年の比較／従業員枠・地域枠における充足率

令和５（2023）年度

4月				7月				１０月				1月			
現員数	開所定員数	定員充足率	対象施設数	現員数	開所定員数	定員充足率	対象施設数	現員数	開所定員数	定員充足率	対象施設数	現員数	開所定員数	定員充足率	対象施設数
70,467人	101,040人	69.7%	4,261施設	76,834人	103,424人	74.3%	4,367施設	82,395人	104,960人	78.5%	4,437施設	84,861人	105,005人	80.8%	4,439施設

令和６（2024）年度

4月				7月				１０月				1月			
現員数	開所定員数	定員充足率	対象施設数	現員数	開所定員数	定員充足率	対象施設数	現員数	開所定員数	定員充足率	対象施設数	現員数	開所定員数	定員充足率	対象施設数
73,508人	103,176人	71.2%	4,338施設	76,863人	102,103人	75.3%	4,282施設	80,439人	101,168人	79.5%	4,253施設	84,905人	104,213人	81.5%	4,390施設

令和７（2025）年度

4月				7月				１０月				1月			
現員数	開所定員数	定員充足率	対象施設数	現員数	開所定員数	定員充足率	対象施設数	現員数	開所定員数	定員充足率	対象施設数	現員数	開所定員数	定員充足率	対象施設数
69,464人	100,070人	69.4%	4,204施設												

※令和5年度、6年度、7年度とも記載データは全て初日時点

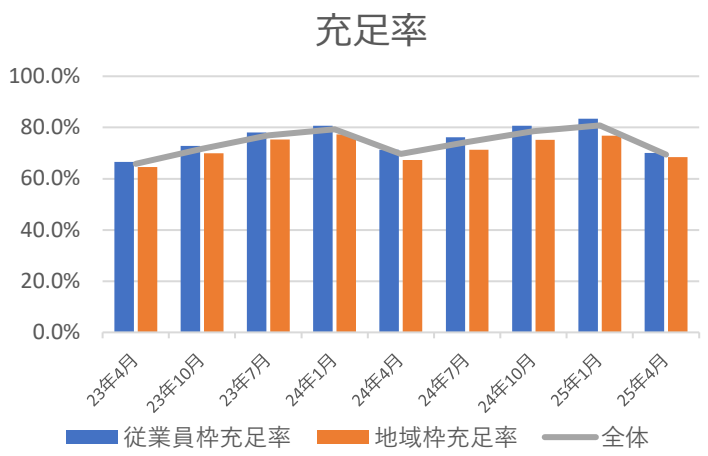

		2023年4月	2023年7月	2023年10月	2024年1月	2024年4月	2024年7月	2024年10月	2025年1月	2025年4月
定員	従業員枠	61,576	62,941	63,999	64,054	63,648	62,942	62,162	64,325	61,872
	地域枠	39,464	40,483	40,961	40,951	39,528	39,161	39,006	39,888	38,198
	合計	101,040	103,424	104,960	105,005	103,176	102,103	101,168	104,213	100,070
現員数	従業員枠	43,907	47,943	51,614	53,413	45,983	48,280	50,500	53,456	43,325
	地域枠	26,560	28,891	30,781	31,448	27,525	28,583	29,939	31,449	26,139
	合計	70,467	76,834	82,395	84,861	73,508	76,863	80,439	84,905	69,464
従業員枠充足率		71.3%	76.2%	80.6%	83.4%	72.2%	76.7%	81.2%	83.1%	70.0%
地域枠充足率		67.3%	71.4%	75.1%	76.8%	69.6%	73.0%	76.8%	78.8%	68.4%
	全体	69.7%	74.3%	78.5%	80.8%	71.2%	75.3%	79.5%	81.5%	69.4%

＜充足率の算出方法＞

■・・・全体の充足率＝現員数／開所定員数

■・・・従業員枠充足率＝従業員枠の現員数／開所定員数のうち、従業員枠の定員数

■・・・地域枠充足率＝地域枠の現員数／開所定員数のうち、地域枠の定員数

２．令和６年度企業主導型保育事業について
（１）補助事業の実施結果について　⑤定員充足状況

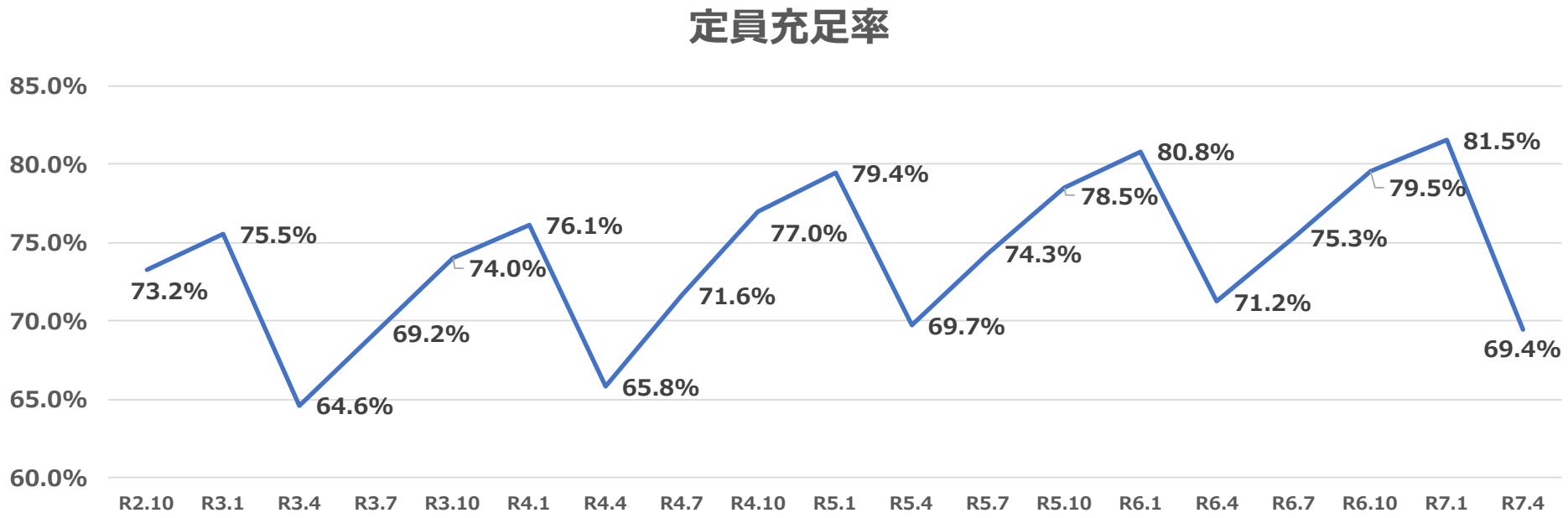

	R2.10	R3.1	R3.4	R3.7	R3.10	R4.1	R4.4	R4.7	R4.10	R5.1	R5.4	R5.7	R5.10	R6.1	R6.4	R6.7	R6.10	R7.1	R7.4
定員充足率	**73.2%**	**75.5%**	**64.6%**	**69.2%**	**74.0%**	**76.1%**	**65.8%**	**71.6%**	**77.0%**	**79.4%**	**69.7%**	**74.3%**	**78.5%**	**80.8%**	**71.2%**	**75.3%**	**79.5%**	**81.5%**	**69.4%**
利用児童数(人)	58,519	67,529	58,868	64,055	70,835	78,503	66,999	73,269	78,562	83,771	70,467	76,834	82,395	84,861	73,508	76,863	80,439	84,905	69,464

（参考）令和７年度 児童育成協会の体制

① **体制図**（令和7年4月1日）

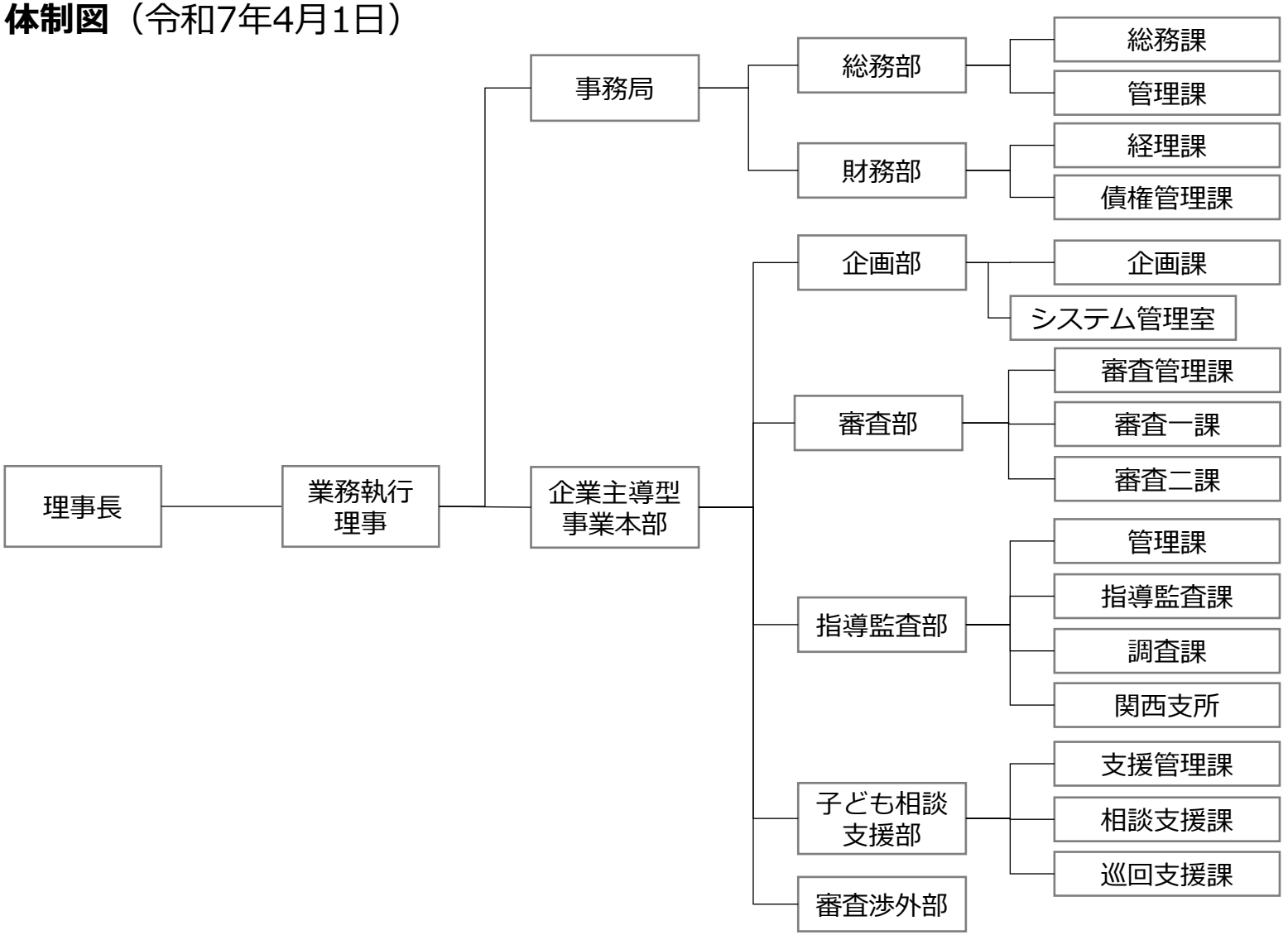

（参考）令和７年度 児童育成協会の体制・人員推移

② 人員数の推移

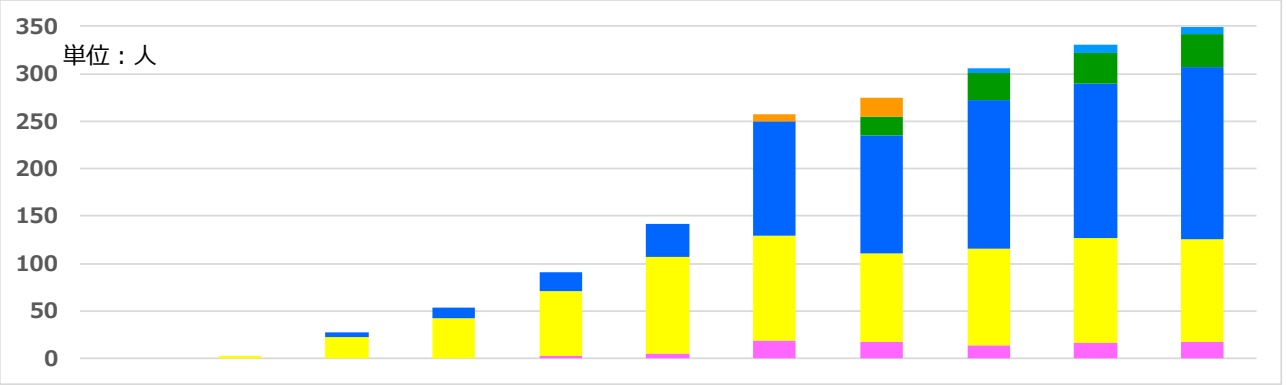

所属部署／年月日	H28.4.1	H29.4.1	H30.4.1	H31.4.1	R2.4.1	R3.4.1	R4.4.1	R5.4.1	R6.4.1	R7.4.1
企画部				2	5	19	17	14	16	18
うち、公認会計士							2	1	1	1
審査部	2	22	42	69	102	110	93	102	111	107
うち、保育士		1	1	1	1	3	9	9	18	21
うち、建築士		2	4	7	8	7	7	7	7	6
うち、公認会計士								1	1	1
うち、社会保険労務士　※１					1	0	0	0	0	0
指導監査部		5	12	20	34	121	125	156	163	182
うち、保育士			1	2	3	13	15	26	27	35
うち、公認会計士						2	0	0	0	0
子ども相談支援部							20	29	32	35
うち、保育士							2	6	14	12
関西支所　※２						7	20	(26)	(37)	(37)
うち、保育士							2	(5)	(6)	(7)
審査渉外部　※３								5	8	7
合　計 （本部長・副本部長を除く）	2	27	54	91	141	257	275	306	330	349
（うち、保育士）		1	2	3	4	16	28	41	59	68

※１、社会保険労務士については令和３年８月以降、社労士事務所と顧問契約を締結している。
※２、関西支所は、令和５年度から指導監査部の組織内に変更。
※３、審査渉外部は、令和５年度は審査渉外室。